

三木市と日本オラクル株式会社とのスマートシティ推進に関する包括連携協定書

三木市（以下「甲」という。）と日本オラクル株式会社（以下「乙」という。）は、三木市のスマートシティの実現に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が互いに緊密に連携し、協働することにより、Society 5.0を見据え、デジタル技術を活用して人々にとって住みよい環境を実現する都市「スマートシティ」を推進し、一層の地域社会の発展と市民サービスの向上を図る三木市の発展に寄与することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協働する。

- (1) 甲のスマートシティ推進に関すること。
 - ア スマートシティモデル事業に関すること。
 - イ 観光都市化実現に向けたデジタル施策に関すること。
 - ウ 都市OS(データ連携基盤)構築に関すること。
 - エ デジタル田園都市国家構想など国の政策との連携に関すること。
 - オ 兵庫県とのスマートシティ施策との調整に関すること。
- (2) 甲のデジタルトランスフォーメーション（以下「DXという」。）の推進に関すること。
 - ア DX推進及び社会実装に関すること。
 - イ 自治体及び市民向けワークショップの企画・構想に関すること。
- (3) 甲が抱える地域課題の把握及び乙が有するデータや情報を活用した課題解決に関すること。
- (4) 乙のクラウド・サービスを活用した甲の施策に係る提案に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2025年12月31日までとする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解約の申し出がないときは、本協定書が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、協議して決定するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく取組において知り得た相手方の秘密について、この協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容若しくは運用等に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2023年2月1日

(甲)

兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市長

(乙)

東京都港区北青山二-五-八
日本オラクル株式会社
代表取締役